

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27. 8. 5 第 189 回国会第 33 号

8 月 5 日（水）、第 33 回の委員会が開かれました。

## 1 医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第 68 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（参考人）独立行政法人都市再生機構理事

瀬 良 智 機 君

- ・足立康史君（維新）及び堀内照文君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、公明 反対—民主、維新、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 足 立 康 史 君（維新）

- ・医療法人の約 8 割を占める出資持分の定めのある医療法人も分割ができるよう規定を整備すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・小規模な医療法人であっても法人化によるメリットを享受していることから、会計基準の適用対象とすべきではないか。
- ・介護事業を行う株式会社が参加できず、出資先を 100% 出資に限定する地域医療連携推進法人制度は、特定の医療グループへの囲い込みを促進し、地域包括ケアシステムを歪めるのではないか。

### 井 坂 信 彦 君（維新）

- ・出資持分の定めのある医療法人を非営利法人として取扱うなら、営利法人よりさらに厳しい会計基準を適用すべきではないか。
- ・出資持分の定めのある医療法人において、解散時に社員の出資額に応じた払戻しが認められていることやメディカルサービス法人との取引は事実上の配当となっていることと考えられるが、医療における非営利性の確保と矛盾するのではないか。
- ・地域医療連携推進法人に営利法人が参入することを認めない一方で、地域医療連携推進法人が 100% の株式を保有すれば株式会社に出資するのを認めることは、医療における非営利性の確保の観点から不整合ではないか。

### 奥 水 恵 一 君（公明）

- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、支援が必要な場合は適切なサービスに迅速につなげる相談支援事業が展開できるよう、地域医療連携推進法人の設立に併せて積極

的な支援を行っていく必要があるのではないか。

- ・本法律案が公認会計士等による外部監査を義務付ける一定規模以上の医療法人を定める具体的な基準及び対象となる見込みの医療法人数を伺いたい。
- ・本法律案が義務付ける医療法人の役員と特殊の関係にある事業者との取引に関する報告における特殊の関係とは、具体的にどのようなものであるかをお示し願いたい。

### 牧 義 夫 君（維新）

- ・介護事業を行う非営利法人の地域医療連携推進法人への参加は必須とされていないが、地域包括ケア実現が担保できないのではないか。
- ・地域医療において薬局の果たすべき役割が大きいかかわらず、営利企業である薬局は地域医療連携推進法人に参加できないことについて厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・地域医療構想の策定が結果的に地方の病床削減につながる可能性があることと、まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 において高齢者の地方移住を推進することとの整合性について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

### 豊 田 真 由 子 君（自民）

- ・地域医療連携推進法人に参加することを希望しない医療機関が不利にならないような措置を講ずるべきと考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・平成 28 年度予算編成に向けた、診療報酬改定を含む社会保障に必要な財源の確保に対する厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・効果的・効率的なサービスの提供が期待される医療・介護・福祉に関する研究開発や技術革新の促進に対する厚生労働省の戦略と決意を伺いたい。

### **比 嘉 奈津美君（自民）**

- ・地域医療連携推進法人制度の創設による具体的効果及び制度の普及に向けた厚生労働省の取組を伺いたい。
- ・離島が多い沖縄県において、地域医療連携推進法人制度の創設は、県の医療の充実にどのような影響を与えるか厚生労働省の見解を伺いたい。
- ・地域医療連携推進法人に歯科が参加することにより期待される役割を伺いたい。

### **阿 部 知 子君（民主）**

- ・地域医療連携推進法人制度を創設する目的及びその実現可能性について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・二次医療圏は、患者の生活実態に即していないと考えられることから、地域住民への医療サービスに資するよう、新たな視点で検討する必要があるのではないか。
- ・地域医療連携を効果的に推進するためには、地域医療連携推進法人の創設よりも、医療ソーシャルワーカーなどのコメディカルを活用すべきではないか。

### **中 島 克 仁君（民主）**

- ・本法律案によって創設される地域医療連携推進法人制度は、事業統合や事業活動の自由度が低いために大規模な事業展開につながらず、制度創設の効果は低いのではな

いか。

- ・地域医療連携推進法人の創設によって病院間で病床機能の分化・連携が円滑になる一方で、法人側の都合によって患者が望まない病床へ移動させられる等の事態が起こりかねないのではないか。
- ・社会保障制度改革推進本部の医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会による都道府県別必要病床数の推計結果は、各都道府県が地域の実情を考慮して地域医療構想の必要病床数を推計することを阻害するのではないか。

### **高 橋 千鶴子君（共産）**

- ・社会福祉法改正案により社会福祉法人に無料又は低額の料金で福祉サービスを提供するよう定めたことは、医療介護総合確保推進法に基づく新しい総合事業を担わせるためではないか。
- ・5月26日の経済財政諮問会議で厚生労働大臣が提案した「地域医療構想の策定支援、医療費適正化計画の前倒し・加速化」は、医療費抑制を前提としているのではないか。
- ・地域医療連携推進法人制度は医療の営利化につながると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

## **2 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 70 号）**

- ・塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取しました。